

丹波篠山市あいさつ運動市民委員会公募要項

丹波篠山市あいさつ運動市民委員会の委員を、丹波篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例、同施行規則の規定に基づき下記のとおり公募します。

1. 審議内容

- (1) あいさつ運動の推進と市民あがての運動を啓発するため、市や学校、地域での実施状況や課題、効果的な取り組みについて意見を出し、調査審議を行います。
- (2) その他市長が必要と認める事項

2. 任期

令和8年9月から2年

3. 審議回数及び報酬

- (1) 審議回数：年間2回程度
- (2) 謝 金：4,000円(1日)

4. 公募委員数

2名

5. 応募要件

令和8年4月1日現在、満18歳以上で市内に在住又は在勤、在学している方で、丹波篠山市あいさつ運動市民委員会委員として参画する意欲及び審議に必要な知識を有する方。ただし、他の附属機関等の公募委員、市議会議員、国または地方公共団体の常勤職員は除きます。

6. 応募方法

下記書類を来庁のうえ提出いただくか、郵送、ファクシミリまたは電子メールにより提出してください。

応募申込書(様式第1号)

7. 提出先

〒669-2397 丹波篠山市北新町41番地 市民生活部人権推進課(市役所第2庁舎1階)

TEL: 079-552-6926(ダイヤルイン) FAX: 079-554-2332

E-mail: jinken_div@city.sasayama.hyogo.jp

8. 応募期限

令和8年6月26日(金) 午後5時まで

9. 審査及び選考

応募書類の内容を考慮しながら、丹波篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例第6条の規定により選考します。また、選考結果は、第7条に基づき応募者全員に速やかに通知します。

10. 注意事項

- (1) 受理した書類は返却しません。
- (2) 提出した書類に虚偽が認められた場合は、委員就任後であっても委嘱を取り消す場合があります。
- (3) 委員は、市行政に対する特別な地位が与えられるものではなく、その地位を政治、営利又は宗教上の目的に利用してはなりません。また、審議において知り得た秘密を漏らしてはなりません。